（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第五十条の三十一の四十一　特定信用事業電子決済等代行業者は、その業務（法第百十条第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第五十条の三十一の四十二　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第五十条の三十一の四十三　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三に規定する特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書は、特定信用事業電子決済等代行業者が法人である場合においては別紙様式第六号により、個人である場合においては別紙様式第七号により、それぞれ作成し、法人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、個人にあっては別紙様式第八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

2～4　（略）

（公告の方法）

第五十条の三十一の四十四　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない情報）

第五十条の三十一の四十五　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第百十条第一項の登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる者（法第百十六条第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む特定信用事業電子決済等代行業の業務に関する情報

二　法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の組合又は農林中央金庫との間で、法第百十一条第一項又は農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる特定信用事業電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　（略）

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第五十条の三十一の四十六　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～六　（略）

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第五十条の三十一の四十一　特定信用事業電子決済等代行業者は、その業務（法第百二十一条の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第五十条の三十一の四十二　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第五十条の三十一の四十三　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三に規定する特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書は、特定信用事業電子決済等代行業者が法人である場合においては別紙様式第六号により、個人である場合においては別紙様式第七号により、それぞれ作成し、法人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、個人にあっては別紙様式第八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

2～4　（略）

（公告の方法）

第五十条の三十一の四十四　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない情報）

第五十条の三十一の四十五　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第百二十一条の五の二第一項の登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる者（法第百二十一条の五の八第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む特定信用事業電子決済等代行業の業務に関する情報

二　法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の組合又は農林中央金庫との間で、法第百二十一条の五の三第一項又は農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる特定信用事業電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　（略）

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第五十条の三十一の四十六　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一～六　（略）